

事務所ニュース

NO 102

「高年齢者の雇用確保」の課題

◆「改正高年法対応」の実態と影響

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が行った調査によると、回答した342社のうち92.4%が高年齢者雇用確保措置として「再雇用」を選択しており、「勤務延長」「定年延長」「定年廃止」を選択する会社は少数でした。

調査では高年齢者の勤務形態や担当職務、処遇についても質問していますが、勤務形態は68.2%が「フルタイム」、担当職務は56.4%が「ケースバイケース」とする一方、36.8%が「原則として定年前と同じ」でした。再雇用後初年度の給与水準は、58.4%が「定年前の5～8割」、63.8%が「2年度目以降も同水準」としていました。

なお、改正高年齢者雇用安定法への対応の影響として34.2%が「若手の採用抑制」を挙げ、22.2%が「若手・中堅の賃金抑制」を挙げています。

◆規模が小さい会社ほど若年者の採用に影響

東京都が2012年9～11月に行った調査によると、「高齢者の雇用確保が若年者の雇用に悪影響を及ぼす」と回答した割合は、60代で25.1%に対し、20代では42.1%と、世代間でギャップを生じました。

また、「若年者の採用を抑制せざるを得ない」と回答した企業の割合が、従業員数1,000人以上では25.6%に対し、従業員数100～299人では40.2%と、規模の小さい会社ほど若年者の採用への影響が大きいことがわかりました。

◆サラリーマンの4割は「老後難民」予備軍!?

フィデリティ退職・投資教育研究所が20～50代の

男女(1万1,507人)に行った調査によると、定年後の生活資金に必要な金額の平均は3,016万円でしたが、この金額を「準備できる」と回答したのは9.5%で、「少し足りないまでは準備できる」との回答も25.0%でした。準備できている額の平均は627.6万円で、「0円」との回答は40.3%あり、定年に最も近い50代男性でも28.2%が「0円」と回答しています。

「熱中症予防対策」はお済みですか?

◆職場での熱中症により21人が死亡

厚生労働省がまとめた昨年(平成24年)の「職場での熱中症による死亡災害の発生状況」によると、職場での熱中症による死亡者は21人で、依然として多くの方が亡くなっています。また、死亡した21人のうち18人については、WBGT値(暑さ指数)の測定を行っていなかったことが明らかとなったそうです。

業種別にみると、「建設業」「製造業」で、前年より死者数が増えています。また、昨年は「7月」と「8月」に集中的に発生し、死亡災害の57%が「高温多湿な環境での作業開始から2日以内」という短期間で発生していたとのことです。

◆3人に1人が“熱中症予備軍”

上記は、“職場での熱中症”によって亡くなられた方についてまとめたものですが、労働者以外も含めると、昨年(6～9月)の熱中症による死亡者数は、685人となっています。

また、株式会社ウェザーニューズ社の調査によると、昨年の夏季には日本人の3人に1人が“熱中症予備軍”だったそうです。熱中症に至らないまでも、予備軍とし

しての数はかなりの割合に上るようです。

◆押さえておくべきポイント

熱中症について押さえておくべきポイントとしては、次のようなことが挙げられます。

- ◎建設、製造、運輸交通、貨物で発生割合が高い
- ◎熱中症になると半数は4～7日の休業
- ◎40歳代の割合がもっとも高く、次いで50歳代、60歳代
- ◎経験年数が1年未満の労働者の被災が多い
- ◎全体の約3分の2が労働者数50人未満の事業場で発生
- ◎どの時間帯でも発生するがピークは15時
- ◎気温30℃以上での被災が多い
- ◎WBGT値（暑さ指数）が25度以上31度未満での発生が大半

◆対策グッズの活用や労働環境の見直しを

熱中症の危険性がわかる簡易な熱中症計、内部の温度が上がりにくいヘルメット、冷却材を入れられるベストなど、熱中症対策グッズもいろいろと出そろってきたようです。

今年の夏は、平年より気温が高くなることを見込まれています。こうした対策グッズの活用と併せて、作業環境の見直し、従業員の健康管理の指導、管理監督者による巡視の強化などの労務管理を徹底し、この夏を乗り切りましょう。

重要性を増す「介護休業制度」

◆働き手は23%減、高齢者は5割増

国土交通省が発表した「首都圏白書」よれば、2040年時点における東京圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）の生産年齢人口（15～64歳）が、2010年と比較して23%減少し、高齢者人口は5割増になる見通しだということです。

また、この変化に伴い、空き家の増加や介護施設の不足、郊外住宅地の高齢化、公共交通網の維持などが社会的には大きな問題になると予想されています。

実際に、近畿や中京圏ではその影響が出始めているようです。

◆会社の30年後は？

働き手の減少や高齢化に伴って、会社の経営上も様々な問題が生じてくるでしょう。

高齢化に伴い、若手の人材難となり、高齢社員や子育て等で一旦職を離れた主婦層をなんとかして戦力に取り込む必要が出てくるでしょう。

また、高齢化する社員のモチベーション維持・アップ、介護による離職を防ぐための介護休業制度の整備・実施、短時間勤務等の労働時間の見直しなどが、高い確率で必要となってきます。また、業種によっては外国人雇用について今以上に検討する必要が出てくるかもしれません。

◆重要性を増す介護休業制度

2025年には、団塊の世代のすべての人が75歳以上となります。「いつまでも元気でいてほしい」とは思うものの、これからより多くの方が介護を必要とする状況になっていくことは避けられません。会社経営のこととして、「人財」の確保策として、自社の制度の見直しに着手してみてはいかがでしょうか。

7月の税務と労働の手続き続

1日

- 健保・厚年保険料の納付
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）

10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険の年度更新申告書の提出
- 労働保険料の納付<延納第1期分>

16日

- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出

31日

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満>
- 健保・厚年保険料の納付
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）